

大阪市地域福祉推進指針に基づく各区の取組み状況について

大阪市では、「市政改革プラン」の基本原則である「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考えのもと、大阪市域を単位とした1つの「大阪市地域福祉計画」を策定するのではなく、それぞれの区の特色ある地域福祉を推進するために、平成24年12月に「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。以後、各区が指針に基づいて、それぞれの区や地域の実情や特性に応じた地域福祉ビジョン等を策定するほか、地域課題の解決に向けた地域支援システムの再構築や区独自の様々な施策・事業に取り組んでいます。

また、福祉局では、各区における福祉施策の企画立案を支援するために、地域福祉課において課員が区ごとの後方支援を担当する区担当制を導入し、各区の福祉推進を図っています。

各区の地域福祉ビジョン等の策定

平成25年3月に港区が「大阪市港区地域福祉計画」を全区に先駆けて策定したのを皮切りに、平成26年12月末現在、7区が「地域福祉ビジョン」等を策定しています。

また、策定に向けて具体的な作業を進めている区が6区、策定について検討中である区が11区となっています。

- 【策定済みの区】 7区(港区、東成区、平野区、淀川区、東住吉区、城東区、生野区)
- 【策定作業中の区】 6区(北区、東淀川区、旭区、鶴見区、住之江区、西成区)
- 【検討中の区】 11区

区独自の福祉施策の・事業の構築

各区において、区長のマネジメントの下、平成25年度より、福祉施策推進パイロット事業をはじめ、区独自の福祉施策・事業の構築を進めています。たとえば、小地域単位に地域福祉コーディネーターを配置し、要援護者のニーズ把握や、見守り活動等、地域における新たなつながり・支え合いの仕組みづくりを進める事業など、それぞれの区や地域の実情に応じた施策・事業の構築に取り組んでいます。

地域支援システムの再構築

各区では「指針」に基づき、区や地域の様々な福祉課題の解決に向けて、住民と福祉専門職等の関係機関・関係団体が効果的に連携できるよう、これまで実施してきた地域支援システムを基に、その機能の再構築が進められています。なお、区によっては再構築に必要なノウハウ等が蓄積されていないこともあり、現状は検討段階に留まっている場合もあります。

福祉局から区への支援体制の強化(区担当制の導入)

福祉局では、従来より区への支援に取り組んできましたが、各区からの「どのように福祉計画を策定すればよいのか」「どうすれば効果的な区独自事業を実施できるのか」等、福祉施策の企画立案に関する一層の技術的支援を求める声を踏まえ、福祉分野における「自治体型の区政運営」の発展をより効果的に支援するために、平成26年度より地域福祉課において課員が区ごとの後方支援を担当する区担当制を導入し、局から区への助言・情報の提供や、先駆的取組に関する全区での情報共有等を行っています。